

令和 8 年度
箕輪町一般廃棄物処理実施計画

箕 輪 町

1 令和8年度 箕輪町一般廃棄物処理実施計画

目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の清掃に関する法律に基づき単年度ごとに事業計画を定めるものである。

計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

計画区域 箕輪町全域

ごみ処理実施計画（ごみ排出の状況）

箕輪町における一般廃棄物の排出状況は、平成14年度まで増加傾向が続いていたが、平成15年4月よりごみ処理費用が有料化されたことにより、ごみの減量化、資源化が推進され、ごみの排出量は減少してきている。平成29年4月から上伊那管内の不燃ごみ・粗大ごみの搬入が「クリーンセンター八乙女」へ一本化となり、平成29年10月からはごみ処理費用有料制度見直しが実施された。一般廃棄物の排出については、平成31年度新ごみ処理施設の稼働により、更なるごみの減量化、資源化を推進していく。

一般廃棄物のうち、可燃ごみについては、上伊那広域連合の「上伊那クリーンセンター」で焼却・最終処分処理を行う。また、不燃ごみ・粗大ごみについては、上伊那広域連合の「クリーンセンター八乙女」で破碎・最終処分処理を行う。

資源物については、容器包装リサイクル法に基づき缶・びん・ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装（資源プラスチック）を収集するほか、古紙（新聞紙・チラシ、段ボール、雑誌・本・雑がみ、牛乳パック）・衣類及び一般家庭から出される廃食用油（使用済み天ぷら油）の収集も行い、ごみの資源化を図っている。

家庭系生ごみについては、生ごみ処理機購入補助を継続し、堆肥化への資源の有効利用を促進すると共に、可燃ごみの減量化を図っていく。

平成26年度からは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（小型家電リサイクル法）に基づき分別収集を行っている。

有害ごみである廃棄乾電池及び廃棄蛍光灯は分別収集を行い、リサイクルによる資源化を図っている。

平成31年度新ごみ処理施設が稼働し、不燃ごみ扱いとなっていたプラスチック製品、ゴム製品等一部が可燃ごみ扱いとなった。

事業系一般廃棄物に関しては、できるだけ資源化を心がけ、事業者が責任を持って処理する。

平成31年度新ごみ処理施設稼働に伴い、「クリーンセンターたつの」は平成31年2月、「伊那中央清掃センター」は平成31年3月閉場とした。

令和7年度からは、資源プラスチックに100%プラスチック製の製品プラスチックが追加されたため、住民へ積極的に広報し、適切な分別排出の推進を図っていく。

令和8年度からは、リチウムイオン電池等を使用した発火性危険物（充電式小型家電12製品）の収集も開始したことから、火災事故の防止及び適正処理を図るため、住民への周知啓発を積極的に実施し、安全な収集・処理体制の推進を図っていく。

ごみ収集量（計画収集分）

単位：t

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
可燃ごみ		2,839	2,782	2,726	2,671	2,816	2,816	前年度並み
不燃ごみ（テープ類を含む）		217	215	213	211	160	160	前年度並み
粗大ごみ		—	—	—	—	—	—	
資 源	資源プラスチック	216	245	239	231	202	226	過去5年平均
	スチール缶	8	8	8	8	5	7	過去5年平均
	アルミ缶	7	6	6	6	5	6	過去5年平均
	びん	78	78	79	80	73	78	過去5年平均
	ペットボトル	14	14	15	14	11	14	過去5年平均
	廃食用油	3	6	6	5	5	5	過去5年平均
	生ごみ	97	—	—	—	—	—	
	古紙・衣類	379	370	241	215	205	205	前年度並み
	廃棄乾電池	7	7	7	7	7	7	前年度並み
	廃棄蛍光管	2	2	2	2	2	2	前年度並み
	小型家電	2	2	2	2	4	4	前年度並み
	発火性危険物 （リチウムイオン 電池使用の充電式 小型家電 12 製品）						0.4	R8 より開始
	小 計	813	738	605	570	519	555	
合 計		3,869	3,735	3,544	3,452	3,495	3,531	

（収集計画）

（1）収集するごみの種類

処理するごみの種類は次のとおりである。

- ①可燃ごみ
- ②不燃ごみ
- ③資源プラスチック
- ④資源物（缶・びん・ペットボトル）
スチール缶、アルミ缶、茶色のびん、無色のびん、その他の色のびん、
ペットボトル
- ⑤廃食用油（使用済み天ぷら油）
- ⑥資源物（古紙・衣類）
新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙、衣類
- ⑦廃棄乾電池・水銀含有物
- ⑧廃棄蛍光管
- ⑨小型家電
- ⑩発火性危険物（リチウムイオン電池使用の充電式小型家電 12 製品）（業者委託・月 1 回）
- ⑪不法投棄ごみ

(2) 処理形態

収集運搬

- ①可燃ごみ（業者委託・週2回）
- ②不燃ごみ（業者委託・月1回）
- ③粗大ごみ（直接搬入・随時）
- ④資源プラスチック（業者委託・週1回）
- ⑤資源物（缶・びん・ペットボトル）（業者委託・月1回）
- ⑥廃食用油（業者委託・月1回）
- ⑦資源物（古紙・衣類）（業者委託・月1回）
- ⑧廃棄乾電池（直営・通年、業者委託・年2回）
- ⑨廃棄蛍光管（業者委託・年2回）
- ⑩小型家電（直営・通年及び年1回）
- ⑪発火性危険物（リチウムイオン電池使用の充電式小型家電 12 製品）（業者委託・月1回）
- ⑫不法投棄ごみ（随時）

中間処理または選別再生

- ①可燃ごみ（上伊那広域連合・上伊那クリーンセンター）
- ②不燃ごみ（上伊那広域連合・クリーンセンター八乙女）
- ③粗大ごみ（上伊那広域連合・クリーンセンター八乙女）
- ④資源プラスチック（株式会社グリーン）
- ⑤資源物（缶・びん・ペットボトル）（上伊那広域連合・クリーンセンター八乙女）
- ⑥廃食用油（株式会社イナック）
- ⑦資源物（古紙・衣類）（有限会社南商店）
- ⑧廃棄乾電池（那須屋興産(株)、野村興産(株)イトムカ鋳業所）
- ⑨廃棄蛍光管（那須屋興産(株)、野村興産(株)イトムカ鋳業所）
- ⑩小型家電（箕輪町役場、(株)エコネコル）
- ⑪発火性危険物（リチウムイオン電池使用の充電式小型家電 12 製品）
（上伊那広域連合・クリーンセンター八乙女）

最終処分

- ①可燃ごみ（上伊那広域連合最終処分場）
- ②不燃ごみ（上伊那広域連合最終処分場）
- ③粗大ごみ（上伊那広域連合最終処分場）
- ④廃棄乾電池（北海道・野村興産(株)イトムカ鋳業所）
- ⑤廃棄蛍光管（北海道・野村興産(株)イトムカ鋳業所）

(3) 排出方法

町内にある各ごみ収集ステーション等へ次の方法によりごみ及び資源物を排出する。

①可燃ごみ

指定袋に入れる。指定袋に入らないごみについては、「上伊那クリーンセンター」に直接搬入する。

②不燃ごみ

指定袋に入れる。指定袋に入らないごみについては、「クリーンセンター八乙女」に直接搬入する。

③粗大ごみ

クリーンセンター八乙女へ直接搬入する。

④資源プラスチック

汚れていない、乾燥したきれいなものを指定袋に入れる。

⑤資源物（缶・びん・ペットボトル）

指定収集ステーションに設置されたコンテナ等に種類ごとに入れる。

⑥廃食用油

指定収集ステーションに設置された専用ポリタンクに移し替える。

⑦資源物（古紙・衣類）

古紙は、分別して十字に束ねる。小さな古紙については、紙袋に入れ束ねる。
衣類は、透明なビニール袋に入れる。

⑧廃棄乾電池

指定収集ステーションに設置された専用コンテナに入れる。
役場に設置された専用ボックスに入れる。

⑨廃棄蛍光管

地区の指定収集場所に設置された専用コンテナに入れる。

⑩小型家電

役場に設置された専用ボックスに入れる。（※10cm×30cmに入る大きさ）
役場正面駐車場の指定箇所に搬入する。（※不燃ごみの指定袋に入る大きさ）

⑪発火性危険物（リチウムイオン電池使用の充電式小型家電12製品）

指定収集ステーションに設置された専用コンテナに入れる。
役場に設置された専用ボックスに入れる。

(4) 処理施設

広域処理が行われている組合所有の施設の概要については次のとおりです。

①上伊那広域連合

○焼却処理施設

施設名 上伊那クリーンセンター
所在地 長野県伊那市富県3790番地
処理能力 118t／日（59t／24h×2炉）

○破碎処理施設

施設名 クリーンセンター八乙女
所在地 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪3819番地
処理能力 40t／5h

○最終処分場

施設名 クリーンセンター八乙女最終処分場

所在地 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 3 8 2 4 番地 1

処理能力 9, 0 6 0 m²

2 ごみ排出抑制のための方策

(1) 普及啓発

区主催の衛生部会等に職員が参加し、ごみ分別、リサイクルに関する説明を行う。

広報みのわのみ、CATVもみじチャンネル、みのわメイト、新聞等を活用する。

古紙資源化の内容、雑紙に関してPR活動等実施し、資源化を図る。

生ごみ処理機設置補助金を実施し、可燃ごみの減量化を図る。

多言語に対応したチラシや動画等を活用し、外国人住民に対するごみ分別ルール の周知を図る。

(2) リサイクルの推進

各区衛生部長等を通じて分別・資源化の徹底を図る。

事業系一般廃棄物についても、引き続き事業者で責任を持ち、リサイクルに努める。

雑紙については、引き続きリサイクルを推進する。

(3) 資源物のリサイクルへの理解

随時、各区衛生部の研修として、処理施設を見学する機会を設け、ごみ分別に対する理解を深める。

(4) 発生抑制

①マイバック持参運動

買い物のときに買い物袋（マイバック）を持参し、レジ袋をもらわないようにする運動を推進する。

②残さず食べよう！30・10運動を推進する。

(5) 不法投棄、分別マナー低下による不適切なごみ排出の減少

毎月、不法投棄監視員により、町内全域を巡視することにより、不法投棄を抑制する。

3 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理の現状

当町では、公共用水域の水質汚濁防止及び町民の生活環境保全・公衆衛生の向上を図るため、各種事業により整備を進めている。し尿の処理量は減少傾向にあるうえ、浄化槽汚泥処理量も減少傾向にある。

計画処理区域の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 計画処理区域内人口	24,982	24,724	24,630	24,206	24,378	24,265	24,131
2 水洗化・生活雑排水処理人口	22,409	22,286	22,721	22,610	22,590	22,647	22,564
(1) コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—	—	—
(2) 合併処理浄化槽	798	739	787	786	743	734	714
(3) 下水道	17,793	17,768	18,143	18,060	18,133	18,134	18,125
(4) 農業集落排水施設	3,818	3,779	3,791	3,764	3,714	3,692	3,640
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	145	136	134	126	121	87	85
4 非水洗化人口	2,428	2,302	1,700	1,470	1,667	1,618	1,567
5 計画処理区域外人口	—	—	—	—	—	—	—

(2) 下水道整備実施計画

令和8年度については、次の地区を公共下水道事業により整備する。

①公共下水道事業

対象地区 松島・上古田・中原・木下・富田・中曽根・三日町（田中城・上町北）地区

②特定環境保全公共下水道事業

対象地区 沢・大出・八乙女・下古田地区

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

当町では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理について、許可業者が管理者（設置者）の連絡により収集し、伊那中央行政組合で運営する伊那中央衛生センター（長野県伊那市西春近2560番地）まで収集運搬する。同センターではこれを処理する。

同センターでの過去のし尿及び浄化槽汚泥投入実績及び本年度収集計画は下表のとおりである。

(4) 家庭雑排水汚泥処理計画

当町では、家庭雑排水汚泥の収集・運搬及び処理について、許可業者が管理者（設置者）の連絡により収集し、当町が業者に維持管理を委託している箕輪町生活排水汚泥処理場（箕輪町大字中箕輪 1 6 3 3 4 番地 3）にて脱水処理している。濃縮汚泥の処分については業者委託している。

処理場での過去の家庭雑排水汚泥投入実績及び本年度収集計画は下表のとおりである。

し尿及び浄化槽汚泥、家庭雑排水汚泥投入量

単位：kl

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
し尿	3,092.5	2,929.9	2,836.0	2,658.1	2,545.1	2,371.7	2,371.7	前年度並み
浄化槽汚泥	2,055.5	1,989.7	2,140.7	1,616.1	1,692.1	1,711.8	1,711.8	前年度並み
合 計	5,148.0	4,919.6	4,976.7	4,274.2	4,237.2	4,083.5	4,083.5	
家庭雑排水	562	544	520	520	520	520	520	推 定